

総務常任委員会

令和元年12月16日(月)

総務常任委員会

定例会名 令和元年第3回定例会
招集日時 令和元年12月16日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 6名
委員長 黒木 のぶ子
副委員長 長田 麻美
委員 利根川 英雄
" 板倉 香
" 鈴木 勝利
" 加川 裕美

欠席委員 1名
委員 市川 圭一

出席説明員
副市長 滝本 昌司
市長公室長 吉川 修貴
経営企画部長 吉田 将巳
総務部長 植田 裕
市民部長 高谷 寿
議会事務局長 滝本 仁
会計管理者 飯島 希美
広報政策課長 本多 聡
経営企画部次長兼財政課長 山崎 裕
政策企画課長 柳田 敏昭
総務部次長兼管財課長 野口 克己
総務課長 吉田 充生
人事課長 二野屏 公司
収納課長 山岡 三千男
市民部次長 小川 茂生
交通防災課長 山岡 勉
交通防災課参事 大脇 俊一郎
市民活動課長 糸賀 珠絵

総合窓口課長	大里真紀
システム管理課長	齋藤正浩
監査委員事務局長	大和田伸一
庶務議事課長	野島貴夫

議会事務局出席者

書	記	山根	学
書	記	宮田	修

令和元年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 61号 | 牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 62号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 64号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 73号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 74号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 請願第 2号 | 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書 |

午前9時58分開会

○黒木委員長 皆さん、改めましておはようございます。

全員がおそろいなのでちょっと時間が早目ですが、今から始めたいと思います。

開会前に先立ちまして、委員各位にお知らせします。

今回の委員会より総務常任委員会における出席説明員のうち課長等の職員につきましては、付託されました案件にかかわる担当課長等のみの出席となります。よろしくお願ひします。

本日、市川委員より欠席の届け出がありました。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、広報政策課長、経営企画部次長兼財政課長、政策企画課長、総務部次長兼管財課長、総務課長、人事課長、収納課長、市民部次長、交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として山根君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 61号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 62号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 64号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 73号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 74号 損害賠償の額を定めることについて

前回より継続審査となっております、

令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

以上6件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第61号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第61号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしくお願ひいたします。

私から、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

当条例改正は、人事院勧告に基づき、市長、副市長、教育長の12月の期末手当の支給月数を0.05引き上げるもので施行日は令和元年12月1日となります。また、令和2年度からの6

月期と12月期の勤勉手当の支給月数が均等となるよう変更するものとなり、施行日は令和2年4月1日となります。

なお、この条例改正による影響額としましては、共済費を含め15万円程度を見込んでおります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第61号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第61号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第62号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

当条例改正は、人事院勧告に基づき市職員の給料等を改正するものであり、給料月額については初任給及び若年層の給料月額を平均0.1%引き上げ、勤勉手当については一般職の支給割合を0.05月引き上げるものとなります。

給料の具体的な引き上げ金額につきましては、高校新卒初任給で2,000円、大学新卒初任給で1,500円、30代半ばまでの職員が在職する号俸で平均0.1%の引き上げとなります。施行日は給料表の改定が平成31年4月1日、勤勉手当の支給割合は令和元年12月1日となります。また、令和2年度からの6月期と12月期の勤勉手当の支給月数が均等となるように変更する改正については、施行日が令和2年4月1日となります。

住居手当につきましては、住居手当の支給対象となる最低家賃額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当額の支給額については家賃が2万3,000円以下の場合、1万2,000円を控除した額から、家賃額が2万7,000円以下の場合、1万6,000円を控除した額、家賃額が2万3,000円を超える場合、2万3,000円を控除した額の2分の1、上限が1万6,000円に1万1,000円を加算した額から、家賃額が2万7,000円を超える場合、2万7,000円を控除した額の2分の1。こちらは上限が1万7,000円になります。それに、1万1,000円を加算した額に改正し、支給できる住居手当の上限が2万7,000円から2万8,000円に引き上げとなります。住居手当の改正の施行日は、令和2年4月1日となります。

こちらの改正の影響額としましては、年額で約28万円程度の減額を見込んでおります。

牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明は以上となります。

○黒木委員長 これより議案第62号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第62号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第64号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第64号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼財政課長。

○山崎経営企画部次長兼財政課長 財政課山崎です。よろしくお願いいたします。

令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、こちらの財政課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の14、15ページをごらんください。

上の段になります。款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、こちらは今回の補正予算調製の結果、財政調整基金の繰り入れを減額するものです。

続きまして、26、27ページをお開きください。

一番下の段になります。款12公債費項1公債費目1元金、その下にあります目2利子、こちらはいずれも平成30年度の元金及び利子、こちら確定いたしまして今回減額するものです。

以上でございます。

○黒木委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第64号のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

議案書16、17ページをごらんください。

歳出です。款2総務費項1総務管理費目7企画費0113個人番号カードの活用を支援する事業です。この事業は、国の消費税改定に伴う消費活性化策の一環としてキャッシュレス化推進、マイナンバーカード普及もあわせて目的とする事業で、マイナンバーカードを取得、または取得済みのマイナンバーカードにマイキーIDを設定の上、一定額をキャッシュレス決済手段に前払いした方に対して国がポイントを一定割合付与するという事業がございます。この手続の中のマイキーIDの設定について、設定ができない方について設定支援を行う事業の補正予算です。設定支援員として非常勤職員3名分の人件費となります。需要費は自分で設定を行う方に配付いたします設定マニュアルの印刷経費です。

なお、個人番号カードの活用を支援する事業の事務経費につきましては、全額国庫補助の対象となっております。

こちら、議案書12、13ページをごらんいただきたいと思います。

歳出増分の補助金として、款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金個人番号カード利用環境整備費補助金、111万9,200円の増額です。

以上です。

○黒木委員長 総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いいたします。

議案第64号、総務課所管の補正内容について御説明いたします。

議案書18ページ、19ページ、一番上の歳出になります。

款2総務費項4選挙費目2牛久市議会議員選挙0101牛久市議会議員選挙を執行するのですが、執行額の確定に伴う減額補正でございます。

以上です。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 人事課です。人事課所管の補正予算の概要を説明させていただきます。

補正予算書16ページから始まる歳出の各款項目に計上しております人件費につきましては、一般会計の人件費全体で約1,500万円の増となっております。

内容の主なものとしましては、増加分では期末手当が約1,100万円の増、市共済組合負担金が約1,100万円の増、減少分では給料が約3,000万円の減となっております。

今回の補正の理由といたしましては、減額では今年度途中の退職や新規採用が予定数に達しなかったこと、増額では人事院勧告による期末手当支給月数の引き上げや共済費の標準月額の上昇の見込み額不足が主な理由となります。

その他としましては、人事異動等による人数や人の異動に伴う各科目の人件費の額の変更などが今回の補正の理由となります。

以上です。

○黒木委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 大変失礼しました。

市民活動課所管の補正につきまして御説明をさせていただきます。

ページで16、17ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの中段の4行目、2、1、10自治振興費の中の0110自治宝くじ資金を活用してコミュニティ団体へ助成するの250万円の減額補正でございます。

こちらにつきましては、毎年所管課を通しまして自治総合センターのほうに2行政区につきまして申請をしているものでございますが、そのうち1行政区のみ採択となったために残り1行政区分の減額補正となっております。

歳入につきましては、14、15ページの最下段の自治総合センターコミュニティ助成金で同額を減額しております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。よろしくお願ひいたします。

総合窓口課所管の補正予算について御説明申し上げます。

歳出につきましては、16、17ページとなります。

款2総務費項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費0105戸籍証明や住民票を交付するです。

この07非常勤職員報酬及び交通費09旅費につきましては、まず報酬のほうは、繁忙期の時間外手当の窓口対応に対する増額補正となります。09旅費につきましては、非常勤職員の交通費で住所の変更に伴う増額補正となります。

続いて、06個人番号カードを運用するでは、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づいてマイナンバーカードの取得促進を円滑に進めるため、臨時職員2名分の賃金等を増額補正するものです。また、タブレット端末を携帯して官公署へ出張受付申請を行いますので、必要な様式印刷、そしてWi-Fi使用料、タブレット端末2台分を増額補正するものです。

なお、この個人番号カードを運用するで計上しております経費につきましては、全額補助対象となります。そちらのほうは補正予算書の13ページでございます。こちら中段の個人番号カード交付事務費補助金、こちらの148万7,000円がこの補助対象経費となっております。

以上でございます。

○黒木委員長 ほかに説明ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 これより議案第64号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 1点確認したいんですが、自治宝くじの250万円減額なんですが、当初2自治会だったんですが、それが1になったというのはこちらから取り下げたのか、それとも向こうの適用がされなかったのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○黒木委員長 市民活動課長。

○糸賀市民活動課長 お答えいたします。

こちらでは2行政区申請させていただきまして、先方で不採択となったということでございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、質疑及び意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第73号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第73号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼財政課長。

○山崎経営企画部次長兼財政課長 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、財政課所管について御説明申し上げます。

補正予算書、6ページ、7ページをごらんください。

歳入の上の段です。款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、こちらも今回の補正予算調整の結果、財源不足額2億9,400万円を財政調整基金から繰り入れするものです。

以上でございます。

○黒木委員長 交通防災課長。

○山岡交通防災課長 交通防災課山岡です。よろしく願いいたします。

議案第73号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第7号）につきまして、交通防災課所管の説明をさせていただきます。

予算書の6ページ、7ページをごらんください。

まず歳入になります。2つ目です。款20諸収入項4雑入目4雑入の損害保険補償金28万1,000円でございますが、こちらにつきましては、令和元年9月9日に発生しました台風15号の強風による損害に対する損害賠償金につきまして、こちらにつきましては一応全額保険での対応となりますけれども、一旦保険会社のほうから損害保険補償金として入金がございます。その後、市から相手方に支払うこととなりますので、その入ってくる分の歳入となります。

次に歳出ですけれども、歳出の上段になります。款2総務費項1総務管理費目18諸費の賠償金28万1,000円になります。先ほど歳入で説明しましたとおり全額保険の対応となりますが、損害賠償金は市から相手方に支払いますのでその歳出となります。

なお、市の持ち出しはございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 これより議案第73号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 これは市が直接立てたものなのか、行政区のほうで立てたのか。内容自体は市のほうからだと思うんですが。それと、こういうもの、実際に効果があるのかどうかというところをちょっと聞きたいと思うんですが、いろいろ旅番組を見たりなんかしていると、海外の市町村ではこのような旗を立てているところは一つもないんですね。実際にああいう旗を立てて本当に効果があるのか、どうも自己満足じゃないかなという気がしないでもないんですが、その点の検討なんかされたことがあるのかどうか確認したいんですが。

○黒木委員長 交通防災課長。

○山岡交通防災課長 それでは、利根川委員の御質問にお答えいたします。

まず、のぼり旗の設置に関しましては、市のほうと行政区さんと協議していただいて行政区さんのほうで立てていただいております。それと、効果ということなんですけれども、毎年のように旗につきましては1,000枚近くつくっております。結構ほぼ出るような状況で、ものによっても防犯パトロール実施中であるとか空き巣狙い、車上狙い、車泥棒とか、そういったものを作成しております。各行政区さんのほうから追加で欲しい、多目に欲しいということでお話をいただいておりますので、効果としてはあるのかなと思っている状況です。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 行政区のほうで立てたということの中で、行政区のほうの責任というのは全くないということだから保険で100%出るということだと思うんですが、そこら辺の設置場所とかなんとか全てそれは各行政区、設置者に任せているのかどうかと、それもちょっと後追いとして倒れないような形のものもある程度確認しなきゃならないと思うんですが、それもちょっと確認をお願いいたします。

○黒木委員長 交通防災課長。

○山岡交通防災課長 確かに、行政区さんをお願いしてお任せということでもなくて、やは

りこういった場所に欲しいということで、市のほうでもそういう数を用意しているところがございます。それと、設置場所につきましては、要望があったときに一応場所等は確認させていただいております。

それと、今後の対策につきましては、やはり数が多いものですから、各行政区さんの御協力をいただきまして、本当に台風が近づいてきたりなんかした場合は、せめて旗の部分を外すとか、今回の教訓を踏まえまして、ポールなんかにつきましてもきちんと取り付けてあるのかというのを確認させていただきたいとは思っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、御意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第73号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第74号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第74号について提案者の説明を求めます。交通防災課長。

○山岡交通防災課長 交通防災課山岡です。

議案第74号につきまして、御説明させていただきます。

議案第74号は、令和元年9月9日の台風15号によりまして、牛久市南5丁目地内に設置しておりました防犯ののぼり旗が強風で飛ばされまして、駐車していた車両を直撃し同車両に損害を与えたことにつきまして、当事者と示談をしまして損害に対する賠償の額を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

相手の方につきましては、牛久市5丁目にお住まいの加瀬大樹さんです。損害額は28万600円、過失割合は牛久市が100%、ですから損害賠償額は28万600円となります。先ほども申し上げましたが、全額保険での対応となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第74号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 こうした損害賠償ですか、こういうのは珍しいことなんですか。それともよくあることなのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○黒木委員長 交通防災課長。

○山岡交通防災課長 交通防災課の案件でいえば、こういうのは初めてでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。副委員長長田委員。

○長田副委員長 長田です。よろしくお願ひいたします。

61号、62号についての議案に対してですが、これは人事院勧告によるもので国からおりてきているというものはわかっております。しかしながら、国民が増税によって大変な思いをして

いるときに特別職や市の職員、議員などが少しでも給与などが上がることは認められないということで、日本維新の会では国でも反対しております。それを理由に私は61号、62号については反対をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○黒木委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第61号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構でございます。お疲れさまでした。

次に、前回より継続審査となっている令和元年請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書を議題といたします。

令和元年請願第2号について、意見のある方は御発言願います。ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 継続になっている案件なんですけど、まだ市のほうの具体的な防災に関する計画等含めて出ていない中で、これを先行して採択して議会として求めるということ、私どもとしては市のほうの計画が出てから十分検討したいなということで、できれば継続にさせていただきたいということです。

○黒木委員長 ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で令和元年請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 討論がなければ、以上で終結いたします。

令和元年請願第2号については継続審査とすべきとの意見がありましたので、継続審査についてお諮りしたいと思います。

令和元年請願第2号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、令和元年請願第2号は継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま継続審査することに決しました案件につきまして、本委員会は議長宛て継続審査の申し出をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、よって、議長宛て継続審査の申し出をいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時37分閉会